

筑前国黒崎宿桜屋の宇都宮正顕像の再検討：『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の成立過程・テキスト分析を中心に

守友, 隆
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4493123>

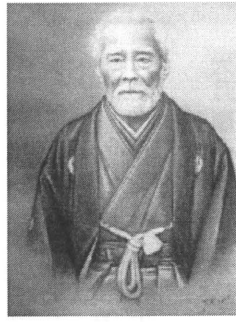
出版情報：比較社会文化研究. 28, pp.1-16, 2010-09-30. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

筑前国黒崎宿桜屋の宇都宮正顕像の再検討

―『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の成立過程・テキスト分析を中心に―

守友 隆

はじめに



【図版①】「宇都宮正顕像」
(宇都宮家所蔵)

幕末期、福岡藩領である筑前国黒崎宿の宿役人に古海正顕という人物がいた。彼は一般的に宇都宮正顕という名前で知られている。彼の経歴、宇都宮(古海)家については【表①】(文末)・【宇都宮(古海)家略系図】(文末)・【図版①】を参照していただきたい。

彼については発行年代順に挙げると、『日本人名大事典』、『明治維新人名辞典』、『新潮日本人名辞典』、『幕末維新人名事典』、『講談社 日本人名大辞典』、『日本近世人名辞典』といった辞典・事典に記されており、肩書きとしては「幕末(維新)の志士」、『黒崎駅庄屋・宿本陣』、『幕末の尊攘運動家』、『幕末・維新期の勤王家』ということになっている(文末の【表②】参照)。しかし、それらはほほすべて宇都宮東四郎(朝顕)ともあき)編『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』に依拠している。そのため宇都宮正顕の人物像に関する研究は進んでいない。

また、一番の問題は『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』という史料が宇都宮正顕という人物の事蹟を記す典拠とするにふさわしいか否かという点にある。結論からいうと、この史料は編纂物であり、かつある目的のために記されたという点で正顕の実像が描かれているとは言い難い。そこで、本稿ではまず同史料の成立過程を明らかにし、次に同史料の内容を一次史料と比較検討する。それによって幕末・維新时期を生き抜いた「勤王家」・「宿役人」の従来イメージがどのように形成されたか、その結実した人物

像と実像の違いについて、宇都宮正顕を通して明らかにしたい。

一 『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の成立過程

『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の成立過程を示すのが次の史料である。

【史料①】「福本先生(日南)宛て宇都宮東四郎(朝顕)書簡」

(封筒表書) (封筒裏書)

「東京市小石川区指ヶ谷町 福岡縣遠賀郡

一四七番地 黒崎町

福本誠様 ② 六月廿一日 宇都宮東四郎

拝啓、時下梅雨之節と相成、鬱陶敷日和打続キ蒸熱ク堪兼候得共、先以テ何之御障りも無之、益御安静大慶此事ニ奉存上候、扱其後ハ頓ト無申訳御無沙汰多罪ニ罷過候、平ニ御宥相願候、陳者予々特別ノ御高配ヲ蒙リ候御蔭ニ依テ多少当地方ノ人々ニ其事績ヲ知ラレ候亡祖父ニ対シ昨秋御大典之砌、贈位ノ申請可致旨郡衙ヨリ申来り候処、事誠ニ突然ノ義ニ有之、且ツ非常ニ期日切迫ノ折柄故、充分其事績調査ノ間合モ無之、随テ極メテ粗漏ナルモノヲ取纏メ差出候様ノ仕合ニ御座候が、元ヨリ当時ノ庄屋風情が国家トカ皇室トカ申ス見地ヨリ国事ニ触ルヘキ筈ノモニ無御座、到底御贈位ナド申ス榮譽ヲ担フヘキ資格ハ無之トハ存居候処、果シテ何等御沙汰モ無之、其俣ニ相成居候ニ、近頃又々県庁ヨリ郡衙ヲ通シテ今秋御奉行可被有軍大演習ノ際ニ贈位申請可致ニ付キ、再ヒ詳細ニ其事績被調査急差出ヘキ様申来候、今回ハ多少調査ノ時間モ有之候事故、先般来亡祖父が残シ置候種々ノ記録又其時志士ノ遺墨ナリ各藩及志士間トノ往復書類等ニ依リ漸ク今度

別冊ノ如キ事績明瞭致候、目下其筋ヨリモ一日モ早ク右事績提出方照会相成居候折柄、⁽⁵⁾薄学輩ノミニテ⁽⁶⁾文章ノ拙劣為メニ事情ノ明瞭ナラサル処、又ハ重複繁雜ヲ免レサルモノ多ク、差当り他ニ御願申出向トテ無之、甚困窮罷在候付テハ、是迄ノ御厚誼ニ甘シ御多忙中モ不顧御願ヒ申出ハ誠ニ恐縮千万ノ儀ニ候得共御憐察之上御高覽御斧正⁽⁷⁾誠ニ幸甚ノ至リニテ奉存候、⁽⁸⁾此儀御聞届之程懇願候、勿論前記之如ク迎モ贈位ノ資格ナド可有之モノトモ思ハレス候へ共、間接ニナリトモ勤王志士ノ御手伝、或ハ御便宜ヲ図リ候事ガ認メラレ、万々一右杯ノ恩典ニモ預リ候事アレバ、亡祖父ハ申スニ不及、一家一門無上ノ面目ト存居候、此頃二、三有志ノ人々ヨリ是非当県撰出ノ代議士へ輪旋方運動致候方可然旨、懇切ニ申呉レ候モノモ御座候へ共、事柄ト云ヒ、将又野生平素ノ主義トシテ斯ル事ニ運動ナド可致筈ノモノニ無之ト存シ、御好考ハ辱ク候モ断然□兼候ト申シ、其勧告ヲ謝絶致レ居候ガ、右ハ矢張何カ其筋ニ運動ナド致、成否決定候訳合ノモノニ御座候や、若シ左様ノ事モ有之候様ナレハ、何トカ致サステハ相成申間敷ガ一向世間知ラスノ野生ニハ頓ト判断致兼候、何卒先生ノ御高見御示シ相煩シ候得者、誠ニ難有次第ニ御座候、右何レトモ乍恐御教示相仰キ度、一書啓上仕候、草々頓首、

廿五日
六月 宇都宮東四郎
再拝

福本先生
増下

右の史料は正頭の孫である宇都宮東四郎(朝頭)が福本日南(誠)に「故宇都宮正頭小伝」の添削を依頼したものである(傍線部⑤)。「故宇都宮正頭小伝」の表紙には朱書きで「大正五年六月 在東福本日南先生ノ斧正 具申ノ控」とあり、大正五年(一九一六)六月に東京在住の福本日南(誠)が添削した「具申ノ控」であることがわかる。もともと日南は文の表現を改めているだけで、内容については吟味を加えていないようである。では、どこに「具申」したかという内務省に対してである。国立公文書館に大正四年(一九一五)六月十七日「大正大礼贈位内申書卷十一」という史料がある。タイトルからもわかる通り、大正天皇の即位大礼に際して贈位が行われた時の史料である。正頭の孫である朝頭も祖父への贈位を願っている(一度目の贈位申請)。しかし、この時は贈位されなかった。そのことは、「果シテ何等御沙汰モ無之」

(傍線部②末尾)とあることからわかる。また、これらから本書簡は大正五年のものである。また、同年には福岡県で陸軍特別大演習が実施されている。それは傍線部③「今秋御挙行可被有軍大演習ノ場ニ贈位申請可致ニ付キ」という部分からもわかる。陸軍特別大演習で天皇が各地を巡幸するにあたって、埋もれている勤王の志士の事蹟や志士たちの遺物を天覧に備え、表彰することがなされたという。この時も結局正頭への贈位はなかった(二度目の贈位申請)。

また、この史料からは重要なことが二点わかる。一つは傍線部②「贈位ノ申請可致旨郡衙ヨリ申来り候」、傍線部③「又々県庁ヨリ郡衙ヲ通シテ(中略)」再ヒ詳細ニ其事績被調至急差出ヘキ様申来候」とあるように、「県庁」・「郡衙」すなわち福岡県庁・遠賀郡役所からの勧めがあったことである。いま一つは「元ヨリ当時ノ庄屋風情が国家トカ皇室トカ申ス見地ヨリ国事ニ触ルヘキ筈ノモノニ無御座」(傍線部②)、「迎モ贈位ノ資格ナド可有之モノトモ思ハレス候へ共、間接ニナリトモ勤王志士ノ御手伝、或ハ御便宜ヲ図リ候」(傍線部⑥)という朝頭の、祖父正頭の業績に対する評価である。これは日南に宛てた書簡上の表現ゆえ謙遜ともとれるが、この評価こそ正頭に対する妥当な評価であろう。従来の研究史上の正頭に対する評価は、積極的な「勤王家」・「志士」であったが、この書簡で朝頭が述べているのが実像であろう。これについては二で検討する。

次に掲げるのは福本誠(日南)から宇都宮東四郎(朝頭)宛ての書簡である。

【史料②】「宇都宮東四郎宛て福本誠書簡」
(封筒表書)

「福岡縣遠賀郡黒崎驛」 「緘 東京小石川区指ヶ谷町 一四七
宇都宮東四郎殿

書留」 「封筒裏書」 福本誠

拝復、御祖父の小伝拝見候処、至極結構と存候、其御採録如何者一々上の御都合如何ニ待たる、の外ある可からず、兎も角其筋に御申立可然と存候、右御答旁如斯候、不宣、
六月廿三日

宇都宮東四郎殿
福本誠

右の史料からは、二度目の具申前に朝頭が記した「故宇都宮正頭小伝」を日南が添削し、「至極結構」な「小伝」であると評価していることがわかる。また、贈位内申書に「採録」され贈位されるか否かは天皇の決定を待つほかないが、贈位「申立」には

賛成する、と日南はしている。つまり、「故宇都宮正顕小伝」は贈位申請のために作成された提出書類であった。そのことは「大正十三年皇太子御成婚贈位内申事蹟書十六」所収「福岡縣遠賀郡黒崎町 故宇都宮正顕」の文面からも明らかである。日南が添削した「故宇都宮正顕小伝」の文章と「内申事蹟書」所収の文章ならびに『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の文書はほぼ一致する。すなわち、『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』は朝頭が祖父正顕への贈位申請のために記したものを基にしたものであった。最終的に正顕が従五位を贈位されたのは、大正十三年（一九二四）年二月十一日である（三度目の贈位申請）。この時は皇太子裕仁親王（のちの昭和天皇）の成婚による贈位であった。

ただ、この贈位は単に孫の朝頭が自家の資格を上げるため、祖父正顕の顕彰のために願ったものが認められたと位置づけるのは早計であろう。贈位に関しては既述したように、福岡県庁や遠賀郡役所からの勧めもあり、また維新史料編纂事務局において史料を調査した上で裁可がなされているので、単純に子孫の思いだけで実現するものではない。さらに、贈位による地方の「勤王家」創出は政府の意図するところであったのではなからうか。それについては後述するとして、維新史料編纂事務局において調査が行われたことを示すのは次の史料である。

【史料③】「宇都宮文書」一一九七

（封筒表書）

（封筒裏書）

「福岡縣遠賀郡黒崎町

「東京市麹町區三年町

宇都宮東四郎殿

維新史料編纂事務局長柴田駒三郎

時下秋冷之砌、益御清穆可被為在奉欣賀候、陳者九月一日東都大震災に引続き大火災蒸起の際不測も夜半数丁の遠方より飛火し本局主要庁舎も悉類焼の厄を被り候処、借入史料は常に急庫及庁舎内金庫に格納しありたるを以て幸に其大部分は焼失を免かれ候得共、不幸にして金庫六箇中の一個者前方に顛倒し四面より猛火に包まれたるか為め在中の史料ハ其一部分損害を受け、爾來調査の結果貴家より拝借中の別紙史料も亦竟に焼尽せることを發見候者、事天殃とは乍申誠に責任の軽からざるを感ずる次第に有之候、貴家に對しては御申訳も無之候得共、前陳の事情幾重にも御諒恕願上度、先は右御挨拶申上度如斯に御座候、敬具

大正十二年十一月

維新史料編纂事務局長柴田駒三郎

宇都宮東四郎殿

右の史料は、大正十二年（一九二三）九月一日の関東大震災で、宇都宮家から贈位

申請に際して提出していた史料が焼失したことを詫びる、維新史料編纂事務局の柴田駒三郎から朝頭に宛てた書簡である。提出した史料は「故宇都宮正顕小伝」、さらには「贈従五位宇都宮正顕翁小伝」の記述の根拠となった史料であった筈なので、その焼失は大変惜しまれる。

二 「贈従五位宇都宮正顕翁小伝」のテキスト分析

一では「贈従五位宇都宮正顕翁小伝」の成立過程を明らかにしたが、次にその内容を同書の特徴的な部分、すなわち同書の眼目といえる正顕の勤王家としての動向を示した部分を中心に取り上げ（「1」～「9」・「11」）、一次史料やその他の文献と比較検討したい。また、『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』では削除された「故宇都宮正顕小伝」にある逸話（10）についてもあわせて検討する。

「1」安政五年九月京都清水寺の僧月照（忍向）の主従、幕吏の追捕を避け、筑前に来るや、薩藩土西郷吉之助の指示に従ひ、先づ正顕の家に投し、北條右門及正顕と共に、避難の策を講究せしも、幕吏の追跡甚だ厳敷、近郷に隠匿し難きを以て、留むること僅かに二日、途中安全の策を講し、夜陰に乗じ、窃に博多に向はしめたり。

右は安政五年（一八五八）の「月照の都落ち」に正顕がその逃走に協力した、とする記述であるが、他の史料・文献からそれを裏付けるものは見いだせない。月照の逃避行に協力したのは、平野國臣、有村俊斎（海江田信義）、北条右門（村山松根）である。西郷隆盛は下関まで月照に同行したが、月照一行が下関に到着した前日、薩藩前藩主島津斉興が関門海峡を渡り薩摩に向かったのを知り、平野・有村・北条の三人に後事を託して斉興に追いつくため先行した。

「2」万延元年三月三日、王政復古の先駆たる江戸桜田の変あるや、薩藩土有村雄助之に与みず、雄助逃れて藩主に具陳せんか為め、帰藩せんとするや、幕吏の追跡する処となり、三月十九日黄昏、雄助多年の知己たる正顕を訪ひ具に江戸の事情を語りて、潜行の策を問ふ。正顕事の急なるを察し、助けて間道より逃れ去らしむ。雄助発程数刻の後、幕吏果して来り、正顕を詰問する事甚だ峻なり。正顕曰く、有村氏は昨日既二当駅を通過せり。これを追ふも恐らくは詮なからんと。幕吏其及ぶべからざるを知り正顕の言を信じて休憩す。故を以て著しく間隔を生じ、逮捕を免れ筑後松崎駅に達せし時藩主島津公の上洛に会し、藩主に謁して、江戸の顛末を具申するを得たり。

右の記述は、万延元年（一八六〇）三月三日に起きた桜田門外の変を見届けた有村

雄助が正頭の助けを借りて筑後松崎まで逃れ、参勤途上の薩摩藩主島津茂久(忠義)に拜謁、事の顛末を上申した、とする。しかし、有村雄助については、「雄助の出走を知った江戸藩邸の重役は幕吏に捕えられて後難を生ずることを恐れ、伊勢四日市で雄助ら捕え、藩に護送した。」³⁰というのが通説となっている。よってこのことは歴史的事実ではなからう。

[3] 文久二年二月久留米真木和泉守の弟勤王の志士大鳥居理兵衛、其子菅吉、及宮崎植太郎等、名を音楽の修業に藉り、上国の義拳に加はらんとし、東上の際、黒崎を過ぐるや、正頭を訪ひ、密議を遂げ、馬関に至りしか、同月十九日幕吏に捕へられ、久留米に送還の途次、理兵衛其免れ難きを知り、翌二十日黒崎駅にて割腹せり。菅吉変を正頭に告ぐ。正頭大に驚き、直に医師を同伴し、応急の手当を施せしも、其効なかりしかは、正頭深く悲しみ、相当の手續を尽し、其屍を納むるに礼を以てしたり。³¹

右は、真木和泉(保臣)の弟大鳥居理兵衛(敬太・信臣)が黒崎で自害した際、正頭がその手当をした、とする記述であるが、真木和泉に関する文献からはそのことを見いだせない。ただ、黒崎宿庄屋である正頭が街道を通行する旅人の手当をしたというのはあながちあり得ないことではない。宿役人として果たすべき職務の一つであったから、大鳥居理兵衛の手当をしたというのは充分あり得ることである。

[4] 元治元年十月長藩士青木玄澄(子爵周蔵)、長崎より帰郷せんとするや、来りて正頭に頼る。時恰も征長の際なりしを以て、容易に帰国すること能はず。福岡藩亦幕府を憚り、同人の領内に足を留むるを喜ばず、頗る窮境に陥るを慰み、一室に潜匿せしめ、数旬の後、機を見、無事帰藩せしめたり。³²

右は、青木周蔵が元治元年(一八六四)十月に長崎から帰藩しようとしたところ、征長(第一次長州戦争)が始まろうとしていたので、帰藩できずにいたところ、正頭が彼を保護し無事に帰藩させた、という記述である。しかし、『青木周蔵自伝』によると、元治元年当時彼は藩校(明倫館)の一部である医学学校好生堂に入り、医学・蘭学に励んでいた。また長崎留学を命ぜられたのは慶応三年(一八六七)四月十四日のことであった。³³さらに彼が青木家に養子に入るのは慶応元年十一月十五日で、それまでは三浦元明と名乗っていた。³⁴よってこの記述はあり得ない。

[5] 元治元年十一月、福岡藩士加藤司書、建部武彦、広島征長総督の許へ出張の途次、薩藩士西郷吉之助、吉井幸輔等と正頭か家に会合し、征長解兵の件につき秘密の協議の際、及同月晦日福岡藩士月形洗蔵、早川養敬(勇)、今中作兵衛、西郷、吉井等と正頭の家に落ち合ひ、五卿西遷に就き、密議を凝らし、夜を徹

したる時の如き、正頭始終席末に列し、献替する所亦少からざりき。³⁵

すなわち、元治元年(一八六四)十一月、第一次長州戦争の折、加藤司書・建部武彦が広島に出陣していた征長総督徳川慶勝のもとに赴く途中、西郷隆盛・吉井友実(幸輔)らと正頭の家(桜屋)で会合をもった。また同月三十日には月形洗蔵・早川勇、今中作兵衛が、西郷・吉井と桜屋において五卿の大宰府移転について会見したが、そのいずれの折にも正頭は末席に侍り献策をした、というのである。これについて一次史料からその歴史的事実を裏付けるものは管見の限り見出せない。ただ、その翌日十二月一日の朝「黒崎駅番所」事件が起きている。この事件については既に近藤典二氏、力武豊隆氏が述べられているが、正頭に関わる大事件なのでここで再度紹介する。³⁷

元治元年十二月一日の午前、月形洗蔵・今中作兵衛の二人が藩命を帯びて、大早(急用などのため、駕籠を特別に急がせること)で下関に向け通行の際、黒崎駅御番所前で桜屋 藤四郎が、月形らに対して「藤四郎が雨中に下駄の緒を切らし、之れをたてなから月形氏等に應對したりし」という「不都合」があつて、月形は今中に藤四郎を「斬つて捨つべし」と言った。そこで、番所取締役岩崎市兵衛は桜屋のために命乞いをし、そうこうするうちに桜屋に泊まっていた中村到(松浦格弥)・神代勝兵衛・小河勘左衛門が仲裁にはいつて、最終的に「桜屋主人」の身柄は中村到が預かることで落着いたという。この事件の顛末には異説がある。ただ「桜屋主人」の「桜屋藤四郎」が月形洗蔵に斬られそうになったことは間違いない。問題なのはこの「桜屋主人」の「桜屋藤四郎」という記述である。力武氏は斬られそうになった桜屋「藤四郎」は、後の宇都宮正頭である」とされる。³⁸しかし、藤四郎(東四郎)は正頭であろうか。そもそも、東四郎の名乗りは桜屋主人の名乗りである。しかし、元治元年当時、正頭は与次兵衛と名乗っていた(表①参照)。正頭は東四郎から次郎兵衛と名乗りを変えた時に旅籠屋・船問屋桜屋主人の座を長女マサの婿、黒崎代官所下代久芳丈平の弟に譲り、「家名相続」させていた(宇都宮(古海)家略系図参照)。もちろん東四郎の名乗りも譲っており、月形に斬られそうになった東四郎は正頭ではなく、正頭の娘マサの婿東四郎である。また、当時正頭五十歳、老練な彼が下駄の緒を切らしてそれを直しながら月形に應對する、士分の者の怒りに触れる振る舞いをする、とは到底考えられない。

また、正頭の婿養子東四郎は文久元年(一八六一)九月、佐賀藩主鍋島直正(閑叟)が上洛する際、黒崎宿西構口に出迎え、宿内案内をしている。³⁹佐賀藩主の出迎えに出ているのだから、この時も月形の道案内・應對をしても何ら不思議ではない。と

ところで、「藤四郎」とあるが、正頭の日記に本人が「藤四郎」と記しているの⁴⁵、東四郎、藤四郎という表記に頓着していなかったようである。

〔6〕慶長元年正月十四日五郷^(マヤ・ヒ)の長州より筑前太宰府に遷居せらるゝや、船にて黒崎港に着し、駅の本陣正頭か家に投せらる。滞留数日、福岡藩より河村主幹、建部武彦等出迎へ、久野四兵衛一隊の兵を率ひて警護す⁴⁶。

右は、五卿の筑前入りに関する記述である。ここで問題なのは「駅の本陣正頭か家に投せらる。滞留数日」という部分である。五卿の一人東久世通禎^{みちとむ}の日記には、乙丑(慶応元=一八六五年)正月十五日陰今朝出帆八時斜、黒崎着船、乗輿向旅館」とある。「旅館」とだけあって、それが「駅の本陣」である御茶屋のことか、あるいは「正頭か家」すなわち桜屋のいずれかはわからない。ただ、「駅の本陣」とは本来御茶屋のことを指し、桜屋ではない。右の表現が誤りであることはあきらかである。しかし、桜屋に投宿した可能性を示す史料もある。すなわち、明治四十二年(一九〇九)八月三十一日付の「九州日報」の記事に「旅館主宇都宮東四郎氏は祖父正頭の往時の例に倣ひ洞海産白藻、黒崎産葡萄を贈呈」、「尚ほ同家の設備万端は往時五卿宿泊の際に用ゐし寝具及び諸器具を使用せしかば尚更伯も今昔の感に打たれたるもの、如かりしと云ふ」とある。また、同九月一日付記事には「▲伯には旅館の主人東四郎氏の祖父正頭が往昔五卿滞宿の節赤心を以て待遇せしを忘れられず、正頭の墓に詣んとありけれど、主人は恐れ多しとて強て辞退せしかば、然らばとて令息通敏氏を代参せしめられたり」とある。

また、東久世側から桜屋に対して、明治四十二年八月二十九日の黒崎到着前に執事宇佐穩久彦から朝頭に次のような書簡が出されている。

【史料④】宇都宮東四郎宛て東久世伯爵執事宇佐穩来彦書簡⁴⁸

(封筒表書)

(封筒裏書)

「筑前黒崎桜屋

「長崎市迎陽亭⁴⁹

宇都宮東四郎殿

東久世伯爵執事

急用

八月廿五日

陳者来ル廿九日黒崎着ニ決定候間、左様御承知可被下候、而して滞留は二日間之予定ニして、転じて若松ニ赴き松井楼⁵⁰ニ赴き可申候、実ハ直方方面ニ□レ積り都合ニより中止候、就テは黒崎・若松の両処ニ於て広く一般の揮毫ニも応せられ候ニ付、前以て懇望の人々ニは此ノ申出置申下度、此ノ儀頼申上候、猶到着時間の義ハ電報にて仕候、此許ヨリ可申候、不後願右迄、早々、

八月廿五日

宇佐穩来彦

宇都宮東四郎殿

□□

猶々詞下ニハ□封不申候、

右の書簡では、東久世の執事である宇佐穩来彦⁵¹がわざわざ朝頭に、四日後に黒崎到着の旨と、さらに桜屋宇都宮家の同族、若松の松井楼を訪れる予定を伝えている。明治四十二年の東久世通禎の黒崎来訪新聞記事やこの書簡から、正頭が慶応元年(一八六五)の五卿の大宰府西遷に際して、五卿の応対をしたことは間違いない。また、東久世通禎が自ら正頭の墓参をしようとしたほどであるから、正頭の東久世を始めとする五卿に対する応接は作法になつた丁寧なもので、五卿らを満足させたことは想像に難くない。そのことは正頭の教養の高さや京の公家から見ても十分な行儀作法を彼が身につけていたことを示す。

しかし、五卿が慶応元年一月、大宰府に向かう途上、黒崎で宿泊した際、宿としたのが桜屋(古海[宇都宮]家)かといえ、断定することはできない。【史料④】に「同家の設備万端は往時五卿宿泊の際に用ゐし寝具及び諸器具を使用せし」とあるが、山神明日香氏の説のように、黒崎宿御茶屋の五卿が滞在した一室が桜屋に移築された可能性があるのと同様に、御茶屋の諸道具も桜屋に移されていた可能性がある。よってここでは、五卿が滞在したのは御茶屋とも桜屋とも明確な根拠を見出すことができないので、ここではいずれかという断定は避ける。

〔7〕慶応元年閏五月、土藩土土方楠左衛門(伯爵久元)、中岡慎太郎、阪本龍馬、薩長調停に斡旋するや、薩藩土黒田了介(伯爵清隆)、大山弥助(侯爵巖)、阪本龍馬、数日正頭が家に滞留し、薩長同盟に就き密議を重ね(後略)

右には慶応元年(一八六五)閏五月、黒田清隆、大山巖、坂本龍馬が数日正頭の家(桜屋)に滞在した、とあるが、龍馬の動向については慶応元年五月から閏五月上旬にかけての動向が史料からわかる。龍馬は、慶応元年四月二十五日大坂を出発し、

五月一日鹿児島着。同月十六日鹿児島を出発し、九州を北上。同二十三日に大宰府に到着し、翌二十四日「轉法」三条実美に拝謁。同二十八日大宰府を出発し、その夜は山家宿に一泊。翌二十九日は内野宿、飯塚宿を経て木屋瀬宿で一泊。翌閏五月一日黒崎「平町」^(マヤ、田町)から乗船し、赤間関に到着。以上が龍馬の動向であるが、史料から桜屋に宿泊した記述を見いだすことはできない。また、土方久元の「回天実記」には慶応元年五月から閏五月、京都から大宰府への道中、下関、黒崎を通過することが記されているが、下関においては「白石方」・「白石正一郎方」⁵⁵に行くところがあるが、黒崎においては「同(閏五月筆者註)十日朝出帆、九ツ頃筑前黒崎に着船、同夜古屋

瀬に宿す」とのみあり、正頭の名は記されていない。

〔8〕薩藩士大久保市蔵(利通)、小松帯刀、黒田嘉右衛門(子爵清綱)、大山格之助(綱良)、村田新八、関山新兵衛、長藩士桂小五郎、野村和作(子爵靖)、及び馬関の白石正一郎、福岡藩士中村円太、鷹取養巴、伊丹真一郎、野村望東尼等は、腰正頭が家に会し、国事を論議せしが、正頭亦常に其密議に与りたり。

小松帯刀(清廉)は安政三年(一八五六)正月二十七日肝付家から小松家に養子入りするが、それ以前は肝付尚五郎と名乗っていた。安政二年五月十八日、尚五郎は江戸詰を命ぜられて鹿児島を出発、江戸に向かった。十日後の二十八日、尚五郎は筑前黒崎宿に到り、その「薩摩問屋」、すなわち正頭の桜屋に下関に渡る船便の手配を求めたが、「船差支」、船便がなかったためか乗船できず、「断之証文」を桜屋から受け取って黒崎の町(田町)で昼飯をとり、それから小倉に向かい、同所の薩摩藩御用達村屋「村迫銀右衛門」(村上銀右衛門)で一泊。翌二十九日に小倉から乗船し下関に渡っている(「薩摩問屋」が桜屋であり正頭ということは三で後述する)。尚五郎のちの帯刀は正頭と会ったであろうが、彼は正頭の名前すら知らない。また、同じく小倉の薩摩藩御用達村上銀右衛門の姓も「村迫」と間違えて日記に記している。右〔8〕は、薩摩・長州・福岡藩の志士が「正頭が家」(桜屋)で会合し国事を議論したとするが、実態は黒崎宿で休憩・宿泊する客とそれをもてなす旅籠屋・船問屋の主人という関係に過ぎなかったのではなからうか。それを裏付けるものとして野村望東尼の事例を〔10〕で後述する。

また、福岡藩士はともかく薩・長・土の藩士との交流を強調しているのは贈位申請とも大きく関わりがあったと考えられる。すなわち、政府の中枢にある薩摩・長州・土佐の出身者との関係性を殊更強調したことは想像に難くない。薩・長・土の藩士との交流は桜屋の「桜葩帖」にまとめられている和歌短冊を根拠としているが、例えば実際に和歌を献じ、お目見えをしたことが一次史料からわかる佐賀藩主鍋島直正(閑叟)との交流については、「故宇都宮正頭小伝」、「内申事蹟書」、「贈従五位宇都宮正頭翁小伝」いずれにも記述がない。やはり政府の中枢にあった薩・長・土の人物との関わりを重視していたためと考えられる。

〔9〕慶応元年五月福岡の藩論一変し加藤、月形等の勤王志士、悉く福岡に於て幽閉せらる。正頭も亦藩の嫌疑を受け、同年七月二十九日福岡に召喚せられ、抑留拾余日に及ぶや、正頭の知己たる薩藩の五卿警護長関山新兵衛の聞く処となり、直ちに出福し、正頭の為に弁疏大に努む。因て僅かに譴責に止り、帰郷を許さる、を得たり。

右の記述は、正頭が慶応元年(一八六五)の「乙丑の獄」で勤王派として何らかの嫌疑をうけ、同年七月二十九日に福岡に召喚され、数日間禁固された、とする。

この福岡藩内の勤王派処分での正頭の罪状については明らかでなく、また薩摩藩士関山新兵衛の弁護によって「譴責」処分のみで黒崎に戻ることを許されたと、する。「乙丑の獄」は同年六月から始まった。そして同年十月までに多くの者が処分されたが、正頭について『贈従五位宇都宮正頭翁小伝』以外に、この勤王派処分との関わりを示すものを見出せない。

また次に挙げるのは、『贈従五位宇都宮正頭翁小伝』においては削除されているが、そのもとになった「故宇都宮正頭小伝」にある一文と和歌である。

〔10〕正頭母ト共ニ藩庁ヨリ賞ヲ受ケタル時寄セラレタル歌ノ一二ヲ(中略)

ありかたきつゆのめぐみには、こくさ 野村望東尼

つねにや春のこ、ちしぬらし

すなわち、正頭が母親に孝養を尽くしていることを福岡藩庁から褒賞された時、野村望東尼から贈られた和歌である。先の望東尼がしばしば正頭の家を訪れ、国事を論議していたという記述からすると以前から親交があつたように思われるが、この和歌が贈られた経緯は望東尼の「上京日記」に記されている。それは次の通りである。

【史料⑤】野村望東尼「上京日記」文久元年(一八六一)十一月二十六日条

廿六日は、黒崎の桜屋にやどる。このいへ人、おや子むつまじきことども、上にきこえ上られて、ありがたき仰せことをもありしよし。そのよろこびに母なる者、母子京のうたよみしことどもいひて、そのいはひの心をよみてよと、こひければ、

ありがたきつゆのめぐみには、こくさつねにや春のこ、ちしぬらし

すなわち、文久元年(一八六一)十一月二十六日、望東尼が上京の途上、黒崎宿の桜屋に投宿した。その折、正頭の母が望東尼に一首を強く所望したため、望東尼が右の和歌を詠んだのである。この「上京日記」の記述からもわかる通り、望東尼は正頭と知り合ひではなく、上京する際にたまたま宿泊した旅籠屋の主人と客の関係であったことがわかる。これ以後、望東尼と正頭が懇意となったという史料は今のところ見出せない。

最後に『贈従五位宇都宮正頭翁小伝』に収録されている三点の文書を掲げるが、その三点とも「宇都宮文書」のなかに見出すことができる。

〔11〕遠賀郡黒崎田町庄屋船庄屋兼

大庄屋格

古海次郎兵衛

年来受持筋出精相勤、勤向功者二有之、宰判方行届、且幼年之頃ヨリ両親江事へ方宜、父相果候後追孝之志も厚く、家内睦しく相暮、召仕之者をも相勞候段、彼是相違奇特之至リ及御沙汰候、依之格別を以忤代迄て大庄屋格ニ申付候事、
酉九月

遠賀郡黒崎田町庄屋

大庄屋格

古海与次兵衛

当時勢ニ付、役筋ヨリ申含候御用向無手抜取調子、且下関辺江も差越候処、不容易折柄数日相滞深く心を用致御用達、別而骨折候段相達及御沙汰候、依之為御褒美米四俵及頂戴申付候事、
子八月²³

子八月²³

古海漁叟

配下之子弟文学教導懇ニ致呉候段相達、手筋違二者候得共為其賞金五十疋相与候也、

壬申正月

右の三点の史料は、順に文久元年(一八六二)辛酉九月、元治元年(一八六四)甲子八月、明治五年(一八七二)壬申正月のものと推測される。これらの史料は一次史料からも確認できることから、正頭の個性を端的に示し、かつ信頼できる史料である。これらの史料からわかるのは、黒崎宿の宿役人として精励恪勤する一面、孝行者の一面、奉公人を大切にす慈愛に満ちた一面、学問にすぐれ、地域の人々に対する教育に熱心であった一面などである。正頭は「勤王家」「尊王思想が篤く、諸藩の勤王の志士と交流した」との評価が一般化しているが、右に挙げた性格をもつ地域のリーダーという評価が妥当ではなからうか。「勤王家」「尊王思想が篤い人物というよりむしろ地域のリーダー、勤王・維新におけるバックボーンという評価は決して彼の評価を下げるものではない。

ただ、贈位以後も正頭の勤王家としての顕彰が行わ



【図版②】「宇都宮正頭翁碑」(平成22年5月3日筆者撮影)

れ、河頭山(こうとうやま・現北九州市八幡西区)には広田弘毅の書による「石碑」(図版②)【参照】が建てられている。この「宇都宮正頭翁碑 広田弘毅書」とある下には三条実美と正頭が詠んだとされる和歌二首が刻まれている。この碑は「皇紀二千五百九十九年」すなわち昭和十四年(一九三九)に建てられたことが、同石碑に刻まれている。これは「勤王家」²⁴「為政者が理想とする国民像」、という考えから建てられたと推測される。また、首相経験者である広田弘毅の書によることは大きな影響力をもっていたであろう。

三 黒崎宿薩摩屋・薩摩屋仁右衛門についで

黒崎宿の薩摩屋については諸説がある。しかし薩摩屋は「福岡藩旅籠屋号帳」にも記されていない²⁵。しかし、黒崎には薩摩屋があり、ある時期からは桜屋が薩摩屋であったことをはつきりと示すのが次の史料である。

【史料⑥】「宇都宮文書」一四六四

御用達筑前黒崎湊桜屋東四郎乍恐御伺奉申上口上覚

一薩州様御趣意ニ而御領内之仁、往返之節、当所・小倉・大里三ヶ所ニ而用達之者ヨリ荷物・人物等嚴重ニ相調子、下関出張所江相届候様兼而相達被置候、依之同国ヨリ上京之同行衆甚心痛被致候趣承知仕候、当所ニ而私別名薩摩屋仁右衛門と相唱、同国用達兼勤罷在候ニ付、無拋乗船之同行衆相調子、下関出張所江添書差出居申候、尤御殿御用達蒙仰是迄難有家名相続仕居候儀ニ付、聊御同行衆之妨ニ不相成様手安執計居申候、然ルニ同国御同行衆或ハ肥後領又ハ相良領杯と被相唱私宅江休泊無之、密々乗船ニ相成、下関ニ而同国見聞役ヨリ見咎ニ相成、国許江被差下候様之儀御座候由、小倉・大里江ハ右見聞役并手筋□毎々渡海ニ相成、別而調子方嚴重ニ御座候、右ニ付、以後同国之御同行衆当所江休泊乗船致候節ハ、私宅江立寄被下候ハ、聊無妨様手数仕度、自然差支御座候節ハ、別家江休泊執計申候、前断之通年来御殿御出入被仰付置候儀ニ付、御同行衆少茂無御懸念■■入来被成下候様乍恐御裁許被 仰付可被為下候、奉願上候、以上、

御用達筑前黒崎

桜屋東四郎

嘉永六年丑三月

六條御殿御内

石 小右衛門様

右の史料は六條御殿御用達の桜屋東四郎(正頭)が六條御殿の寺侍と推測される人物に宛てた口上覚の控えである。桜屋は薩摩藩の御用達を務める一方、薩摩藩で激しい弾圧を受けた、「六條御殿」と出てくる一向宗(浄土真宗西本願寺)の御用達も務めていた。そのため、薩摩藩領の「同行衆(門徒衆)は肥後・相良領の者などと称して桜屋に休泊しなくなっていたので、門徒衆に関して無事京都に上れるようになるので、「六條御殿」のほうから薩摩の門徒衆に桜屋に休泊するよう伝えるようお願いしている。このように正頭は、薩摩藩と西本願寺双方の御用達を務めることにより旅客の確保に努めていたのだが、門徒衆の休泊・乗船はそれほど桜屋にとつて大きな収入源だったのか。十九世紀に入ると、多くの人々が旅へ出、京都の本願寺参詣もその一つであった。しかし、薩摩藩御用達を剥奪される危険をおかしてまで門徒衆の休泊を確保したいのは、それなりの利益があったからであろう。正頭の大胆さ、したたかさを垣間見ることのできる事例である。

この史料からわかるのは、右傍線部にあるように桜屋は薩摩藩の御用を務めるときには薩摩屋仁右衛門を名乗っていたということである。すなわち、桜屋東四郎、このときの桜屋当主は正頭であるから、薩摩屋仁右衛門＝桜屋東四郎＝古海(宇都宮)正頭ということになる。

また、『古海氏系譜抄』(『八幡市史』)に「薩州ノ宿本陣ヲ命セラル。家号ヲ薩摩屋ト唱ヘシモ、肥前肥後二藩ノ宿本陣ヲ命セラル、ニ及ヒ、桜屋ト改ム。」とあるが、これは事実とは認めがたい。黒崎宿において「薩摩屋」の屋号、「薩摩屋仁右衛門」の名乗りは「薩州御用達」を務めるものが襲名するもので、ある家に代々受け継がれる屋号・名乗りではない。歌舞伎役者の片岡孝夫(本名であり、かつ前芸名)が「十五代目片岡仁左衛門」といったように名乗ると同じである。ゆえに天保十五年(一八四四)五月、長崎屋仁右衛門(本名、与次右衛門)から桜屋東四郎(古海正頭)は「薩州御用達」の株とともに「薩摩屋」の屋号、「薩摩屋仁右衛門」の名乗りを引き継いでいるのである。義頭の父、二十四代吉頭が鳴水村から黒崎宿に移り、別家を建て桜屋と号したというのが正確なところであろう。要するに、天保十五年五月以前は薩摩屋仁右衛門＝長崎屋与次右衛門で、それ以後は薩摩屋仁右衛門＝桜屋東四郎(正頭)である。

さらに、『八幡市史』の記述にある「薩州ノ宿本陣」は「薩州御用達」と同義として使われているようであるが、これも再検討の必要がある。なぜなら、「宿本陣」というと、藩主が宿泊する宿泊施設のように解釈されるからである。福岡藩の宿では藩主が投宿するのはあくまでも藩営の御茶屋(五街道の本陣に相当)か町茶屋(藩に

御茶屋に準ずる格を与えられた宿。五街道の脇本陣に相当)であるからである。これは、「肥前肥後二藩の宿本陣」に関しても同様である。文久元年(一八六一)九月十七日、桜屋は「肥州御用達」すなわち肥前佐賀藩の御用達を拝命し、同年九月二十九日、佐賀藩主鍋島直正(閑叟)は上洛の途上黒崎宿で一泊した。しかしこの時宿泊したのは桜屋でなく御茶屋であった。このように藩「御用達」の旅籠屋であっても藩主が泊まるわけではなかった。また、桜屋は肥後熊本藩の「御借船御用達」を拝命していることは確認できるが、管見の限り「肥後御用達」は拝命していない。ただ肥後熊本藩の支藩宇土藩の御用達は拝命している。

「宿本陣」と記されたのは、桜屋が庶民の旅人を主な客層とした純然たる旅籠屋というよりも、諸藩の家中などを主な客層とした、町茶屋格的(脇本陣格的)な黒崎宿でも大きな旅籠屋であったからであろう。しかし、この藩の「宿本陣」という表現は誤解を招きやすく、かつ桜屋は肥後(熊本)藩の「御借船御用達」であつて御用達ではないので、「肥後の宿本陣」というのは誤りである。

加えて、桜屋は長崎屋であつたとする先行研究もある。たしかに桜屋は天保十五年(一八四四)五月、「薩州御用達」の株とともに「長崎糸荷物定宿」の株も譲渡されているが、管見の限り天保十五年以降の「宇都宮文書」のなかに桜屋が「長崎屋」の屋号を使用し、「長崎屋」として活動したことを示す史料はない。さらに、『黒崎学校百年史』にある古老藤野氏の懐古談「ア、藤野氏の明治初期の思い出」に「明治七(一八七四)筆者註」年、田町の長崎屋が、空屋であつたから、それを借りて、学校にしていた。」とあり、明治期も家業を続けている桜屋が空屋になるはずもなく、桜屋と長崎屋は別の商家であつた。

おわりに

これまでの宇都宮正頭像は『贈従五位宇都宮正頭翁小伝』に基づくものであつた。そして、同書は正頭の孫、朝頭が祖父に対する贈位を願つて作成したものであることを本稿で明らかにした。この事例から幕末・維新の「勤王家」、「志士」像形成の一端がわかる。しかし、正頭の「勤王家」像は朝頭の「小伝」作成によってのみ形成されたわけではない。正頭への贈位、正頭を勤王家と位置づけることは、宇都宮家の人々と当時の政府の思惑が一致したことによつて実現にいたつた。すなわち、当時の政府としても国民教化のため、各地域に「勤王家」を創り出し、それによつて政府にとつてあるべき「国民像」、「臣民像」を提示しようとしていたと推測される。そして歴史研究者もその影響を近年まで受け続けて、宇都宮正頭が旅籠屋であつたこと

は正頭の事績として記すけれども、桜屋という屋号や、桜屋東四郎という名乗りは【表②】に掲げた十三の文献のうち、たった一つにしか記されておらず、宇都宮正頭と桜屋東四郎は別人のように見なされてきた。また、桜屋が拝命した諸藩の「定宿」、「借船御用達」、「御用達」の職掌、その拝命年次なども整理されてこなかった。そのため、桜屋が薩摩藩御用達の株を譲り受け、薩摩藩御用達薩摩屋仁右衛門として活動したことも顧みられることがなかった。しかし、これらの基本的な情報が正頭の人物像を描く上で必要不可欠なのは論を俟たない。

ただ、正頭の「勤王家」、「志士」としての一面を否定するつもりはない。しかし、彼の実像は、能吏、すぐれた宿役人、旅籠屋・船問屋経営者、地域社会のリーダー、といった言葉でも表現できる。こうした多面性が単に「勤王家」という言葉一つで片付けられてしまうのは、かえって正頭の事績を過小評価することに繋がると考える。正頭は宿庄屋・船庄屋、旅籠屋・船問屋主人、藩御用達という立場で幕末期に重要な役割を果たした。このことについては稿を改めて論じたい。

註

- (1) 復刻版。一九七九年、平凡社
- (2) 一九八一年、吉川弘文館
- (3) 一九九一年、新潮社
- (4) 半田隆夫分担執筆「宇都宮正頭」(一九九四年、新人物往来社)
- (5) 二〇〇一年、講談社。正頭について、辞典の典拠と推測される「贈従五位宇都宮正頭翁小伝」に「勤王ノ志ヲ抱キ慨世憂國ノ念制シ難ク常ニ俗論ヲ排斥シ」という記述があり、彼が勤王・尊王の志をもっていたことはわかるが、攘夷思想を持っていたということは史料から見出せない。この辞典の記述は尊王と尊攘を穿き違えているためであろう。
- (6) 吉田常吉分担執筆「宇都宮正頭」(二〇〇五年、吉川弘文館)
- (7) 註1・3前掲書
- (8) 註2・3・4前掲書
- (9) 註5前掲書
- (10) 註6前掲書
- (11) この宇都宮東四郎は実名を朝頭、正頭の孫にあたる(「宇都宮(古海)家系図」参照)。
- (12) 「贈従五位宇都宮正頭翁小伝」は「八幡市史」(一九三六年、福岡県八幡市役所、五六一～五六七頁)に全文が収録されている。
- (13) 宇都宮家所蔵史料
- (14) 北九州市八幡西区生涯学習センター郷土資料室寄託「宇都宮文書」七七〇。

筑前国黒崎宿桜屋の宇都宮正頭像の再検討

—「贈従五位宇都宮正頭翁小伝」の成立過程・テキスト分析を中心に—

(守友 隆)

(15) 福本日南は、明治・大正期のジャーナリスト、政党政治家、史論家。初名は巴、のちに誠と改める。詳細は佐藤能丸分担執筆「福本日南」(「国史大辞典」)を参照。

(16) 国立公文書館所蔵(本館2A-040-05・贈位00013100)

(17) 大正四年(一九一五)十一月十日、京都で即位礼が行われ、この日、贈位、叙位叙勲、恩赦、賑恤などの恩典も行われた。古川隆久氏は、これらを「主君の威光を示す行為の一環」とされる(古川隆久「大正天皇」、二〇〇七年、吉川弘文館、一五七～一五九頁)。

(18) この陸軍特別大演習は大正天皇統裁のものであった。その詳細については、加藤稲穂分担執筆「陸軍特別大演習」(「福岡県百科事典」下巻、一九八二年、西日本新聞社)、石瀧豊美「福岡地方を舞台にした大正五年の陸軍特別大演習」(「地方史ふくおか」第一三七号、二〇〇八年、福岡県地方史研究連絡協議会)を参照。

(19) 中村崇高氏によると、「大演習では地域の偉人や史蹟を顕彰する動きがみられる」と兵庫県的事例をもとに述べられている(中村崇高「大正八年陸軍特別大演習と兵庫県」(「東洋大学人間科学総合研究所紀要」第五号、二〇〇六年、東洋大学人間科学総合研究所)。また、福岡県立図書館郷土資料室に「大正五年九州大演習ニ付功労者顕彰調書」(秋月資料・山田文庫一)(K250/291/A)という史料がある。この史料は大演習に際しての顕彰(贈位)のための調書である。

(20) 宇都宮家所蔵史料

(21) 国立公文書館所蔵「御成婚贈位事蹟内申書十六」(本館12A-040-05・贈位00108100)

(22) 「宇都宮文書」七七二。同書は「八幡市史」(一九三六年、福岡県八幡市役所)にも収録されている。

(23) 「宇都宮文書」一一九五、一一九六

(24) 元八幡郷土史会顧問・前山利治氏資料。前山氏の文章は以下の通り。「大正十二年 一九二三年六月十五日宇都宮東四郎に対し維新史料編纂事務局から借金依頼があり、その借用証書がある。六月二十四日東四郎宛に副島善之進外より、献金依頼があったりしている。大正に入ってから東四郎家格を上げるために東奔西走、あちこちに対して運動をしたようである。その成果が次の結果としてでた。大正十三年 故宇都宮正頭没後一〇五年にして従五位を追贈される」。管見の限り借金依頼の借用証書は見出せず、同年同月同日付維新史料編纂事務局から宇都宮東四郎(朝頭)宛ての史料借用証書(「宇都宮文書」一一九八)のみを見出すことができる。前山氏は史料借用証書については触れておられず、借金依頼の借用証書のことのみ言及されている。たとえ借金依頼の証書があったとしても、それは贈位の舞台装置を考える上で興味深いものである。

筑前国黒崎宿桜屋の宇都宮正頭像の再検討 ―贈従五位宇都宮正頭翁小伝の成立過程・テキスト分析を中心に― (守友 隆)

(25) 柴田駒三郎の詳細は『大正人名辞典』上巻(一九八七年、日本図書センター)七四七頁、『昭和人名辞典』第一巻(東京編)(一九八七年、日本図書センター)四八五頁を参照。

(26) 註12前掲書五六二頁

(27) 春山育次郎『平野國臣伝』(一九二九年、平凡社)二二六頁には以下のように記されている。「竹崎の白石正一郎の留守宅を宿つた月照主従海江田北條の一行四人は、翌十月二日の朝早く一艘の漁舟を雇入れ、白石が家の水門より纜を解いて海峡を越え、小倉の地方を通らないで、直に筑前の領内を指し、遠賀郡の戸畑浦から上陸しました。當時下関より九州へ行く旅客は、豊前の大里に渡るのを通例とし、直に筑前の領内へ入る人は、大概黒崎へ船を着けたと云ひますから、これもヤハリ世間の耳目を避けて、態と便利の悪い戸畑の浦から上がったものと見えます。戸畑浦から博多までは、眞ッ直に本街道を西行したの歟、多少は迂路を取つて踪跡を晦ましたの歟それは分かりかねますが、此日は夜白兼行をして無理に急いだ模様で、青柳駅の旅店大森甚兵衛と云ふ者の家に宿りました。翌日は夜を籠めて青柳を出て、天の猶ほ明けないうちに、早く博多へ着いたので、或は宿つたと云ふよりも、暫く休んだのであつたのかも知れませぬ。博多大浜の北條の家に着いたのは、三日の暁方でありました。また、『平野國臣伝記及遺稿』(復刻版)(一九八〇年、象山社、四二・四三頁)には以下のようにある。「翌二日漁舟を僦ひ、海峡を越えて密に筑前の戸畑浦に着し、三日の暁天博多に抵り、直に北條の家に入る。」

(28) 友松圓諦『月照』(一九八八年、吉川弘文館)一五一頁

(29) 註12前掲書五六二・五六三頁

(30) 『明治維新人名辞典』(一九八一年、吉川弘文館)四六頁の「有村雄助」の項。吉田常吉分担執筆「桜田門外の変」(『国史大辞典』)

(31) 註12前掲書五六三頁

(32) 註12前掲書五六三頁

(33) 坂根義久校注『東洋文庫一六八 青木周蔵自伝』一九七〇年、平凡社、一一―一三頁

(34) 註33前掲書一四頁

(35) 註12前掲書五六三頁

(36) 近藤典二『筑前の街道』(一九八五年、西日本新聞社)二三頁、力武豊隆「長州での月形洗蔵について②」(『黒崎駅番所』事件)、『筑前維新史』第一二号、一九九七年、筑前維新史研究会

(37) 永野良造「加藤司書逸話の記事に就て」(『筑紫史談』第六集、大正四年(一九一五)八月二十日、筑紫史談会、八七頁)。永野氏は「黒崎駅番所」事件を「十一月」のこととする。

(38) 力武氏は「十一月」は、目撃者である永野良造の「十二月」一日の記憶違いか、あるいは「筑紫史談」の誤植か、とされる(註36前掲力武氏論文)。

(39) これには異説があり、笠織・加幡弓枝「加藤司書入牢三日間の記事」(『筑紫史談』第五集、大

正四年(一九一五)五月十五日、筑紫史談会、七三・七四頁)に記されている。それは浦麟太郎氏(大組二〇〇)石立花甚兵衛の附属の証言に基づいている。それは以下の通り。「浦氏曰く、立花氏は加藤氏と共に国端固めとして黒崎駅に出張せらる、故に予等も随従せり、立花氏の宿所は同駅郡屋なり、加藤氏の宿所は桜屋とて宿庄屋なり、或日加藤氏は月形洗蔵氏と共に何れへか赴かんとせられしが加藤氏は駕籠、月形氏は宿安駄に乗り、当日雨天なりしが桜屋主人下駄を穿ちながら道案内をなさんと出で来りしを、月形氏之を見るや、直に安駄より飛び下り、爾ち不埒者めと高声に呼ばり刀を抜て將に之を斬らんとす。一刹那、加藤氏之を制し、月形氏待て待てと止められ、桜屋は危き生命を助かることを得たり、予時に十六歳、眼前に実見し殆ど戦慄せんとす」と。それに対して、永野良造氏は、同氏の父足軽頭永野武左衛門氏の組子であつた足軽白石半次郎氏も、黒崎駅番所での事件を目撃したが、「氏(白石氏 筆者註)は彼(笠織氏)の記事には相違の点ある旨を申し述べられたり。且戸籍面に依れば、当時氏(笠織氏)は十三歳なり。当時の藩制、子弟十五歳以上ならでは、父兄の附添等として、公事の場所に出張することを許されず。旁何等か氏(笠織氏)の記憶違ひと認む。」と記し、浦氏の証言に基づく笠織氏の説を否定している。

(40) 註36力武氏前掲論文

(41) 「宇都宮文書」二四

(42) 「宇都宮文書」七六四、天保九年(一八三八)の正頭の日記、四月一日条に以下のように記されている。「四月朔日○親父改名彦九郎行年四十九才自己授名藤四郎家得相續」と。このことから、古海家の家督、また桜屋主人は「東四郎」を名乗るのが同家の慣例であつたようだ。

(43) 鍋島直正(閑叟)は同年文久元年(一八六一)十一月に致仕、隠居している(木原薄幸分担執筆「鍋島直正」(『国史大辞典』)。

(44) 「宇都宮文書」一二五六

(45) 「宇都宮文書」七六四「日記」

(46) 註12前掲書五六三・五六四頁

(47) 霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』上巻、一九九二年、霞会館、四五五頁

(48) 宇都宮家所蔵史料

(49) 迎陽亭(こようてい)は文化元年(一八〇四)創業の長崎にある料亭。明治二十三年(一八九〇)明治天皇佐世保行幸の際、主人杉山吉太郎は御用品調達を命ぜられた(永島正一分担執筆「迎陽亭」(長崎新聞社・長崎県大百科事典出版局編『長崎県大百科事典』一九八四年、長崎新聞社、三三四頁)。また有栖川宮威仁親王はここを宿泊所に指定した(『長崎事典・風俗文化編』第三版、一九八八年、長崎文献社、一三五・一三六頁)。

(50) 松井楼は桜屋の同族で、若松にある(九州日報「明治四十二年(一九〇九)八月三十日の記事

〔福岡県立図書館マイクロフィルムを使用〕。

- (51) 宇佐穂来彦(おきひこ)は草木八幡宮(現福岡県大牟田市草木)の神官宇佐益人の三男と考えられる。益人は安政三年(一八五六)、京都に赴き、三条実美と会し、在京の志士と交わり、尊攘運動にかかわり、文久三年(一八六三)六月に再度上京、「七卿落ち」の後も京都に留まりその動向を探るなどしていた。穂来彦はキリスト教者から大陸浪人の道を歩んだ人物である。父益人の活動からすると、東久世通禧の執事となつていても不思議ではない。東久世通禧の執事(九州日報)明治四十二年(一九〇九)七月二十九日の記事)、宇佐穂来彦の詳細については大城美知信・新藤東洋男『続三池・大牟田の歴史』(一九九三年、古雅書店)九〇〜九二頁、新藤東洋男『大牟田の歴史散歩物語 大牟田近現代史を中心に』上巻(二〇〇〇年、古雅書店)を参照。

- (52) 「五卿の宿泊した建物が、御茶屋の廃止後に崩されることなく、桜屋の手で旅館桜屋に移築された」と仮定してもなんら違和感はない。(山神明日香『長崎街道筑前黒崎宿での五卿の宿』二〇〇四年、(山神明日香)三七頁)

- (53) 註12前掲書五六四頁

- (54) 「坂本龍馬手帳摘要」(坂本龍馬関係文書)二、一九六七年、東京大学出版会、一〜四頁)

- (55) 白石正一郎は幕末・維新期の清末藩御用商人。下関を通る尊攘志士のほとんどが彼の家に立ち寄つたという。詳細は小林茂分担執筆「白石正一郎」(『国史大辞典』)参照。

- (56) 日本史籍協会編『野史台 維新史料叢書』二十四 回天実記二一九七二年、東京大学出版会、一四〜一六頁

- (57) 註12前掲書五六五頁

- (58) 『北九州市史』(一九九〇年、北九州市)五五六頁には、「永照寺を創建した村上道証の五世の孫を村上弥三郎通信と言ひ細川氏の時代、小倉室町三丁目北側で商家となり唐物売買を業とした。子の仁助則直は安南(ベトナム中部)にも渡航して交易を行ったという。鎖国後は酒造業を営み、小笠原氏の時代、細川・島津両藩の用達商にもなり、宿屋を営み、両藩の本陣になった。村上銀右衛門は城下第一級の商人であった。」とある。

- (59) 『鹿児島県史料集』(二)小松帯刀日記一九八一年、鹿児島県史料刊行会、二頁
- (60) 桜屋が船問屋を営んでいたことは、先学諸氏が指摘していないところであるが、「宇都宮文書」六七七に「私義親共ヨリ数年来船問屋渡世仕」とある。このことから正頭の父義親の代から船問屋を営んでいたことは明らかである。

- (61) 高田祐介氏によると、明治四十三年(一九一〇)六月に成立した「顕彰会の顧問には大山巖・松方正義・山県有朋・土方久元・田中光頭・東久世通禧らが就き、これ以降、藩閥主導による維新史料編纂事業が本格的に開始される」(高田祐介「維新の記憶と「勤王志士」の創出―田中光頭

筑前国黒崎宿桜屋の宇都宮正頭像の再検討 ―贈従五位宇都宮正頭翁小伝の成立過程・テキスト分析を中心に―

(守友 隆)

の顕彰活動を中心に―)『ヒストリア』第二〇四号、二〇〇七年三月、大阪歴史学会)八四頁)、「維新の功労者として擲い上げられるべきは、あくまでも「勤王」という価値基準に沿い、その枠組みの中における功の多寡に適う人物であったはずである。」(同「国家と地域の歴史意識形成過程」『歴史学研究』第八六五号、二〇一〇年四月)七頁)、(佐々木高行・土方久元ら「宮廷派」は筆者註「全国規模での「志士」顕彰を強く推進する主体になっていく。すなわち、彼らは次第に宮中に勢力を得、維新の志士を国家的功労者として認定し、これらを顕彰することで国民の教化を図つてゆくのであり、いわば国家の顕彰政策を主導的に推進する主体となるのである。」(同上)一五頁)とされる。

- (62) 桜葩帖は島津久光や西郷隆盛、月照(忍向)の和歌短冊など、当時の桜屋と交流のあった人物から贈られた遺墨七八点をまとめたもの(福岡市博物館編『福岡県明治維新史料展』(一九九四年、霊山顕彰会福岡県支部、二七頁)。現在、桜葩帖は下関市立長府博物館に寄託されている。

- (63) 「宇都宮文書」二二五六

- (64) 註12前掲書五六五頁

- (65) 「宇都宮文書」二四、慶応元年(一八六五)八月付、遠賀鞍手御郡御役所宛「黒崎宿田町古海与次兵衛乍恐御願申上ル口上覚」には、「当春私出福留守」とあるが、召喚されたとするのは七月であり時期が異なる。

- (66) 「送迎解釈紀事」(『太宰府市史 近世資料編』(一九九六年、太宰府市)所収。八六二頁)に「諸藩ヨリ守衛并為用弁宰府へ相詰候名許」、「薩藩 関山新兵衛」とある。関山新兵衛については『西郷隆盛全集』第六巻(一九八〇年、大和書房)三七五・三七六頁参照。

- (67) 『福岡県史料』第八輯(一九三七年、福岡県)所収「福岡松浦氏記録」(福岡藩権大参事を務めた松浦格弥の「年表履歴」二冊を抄録したもの)に「福岡表ニ於テ此頃勤王佐幕ノ両党混雜ノ末、本年(慶応元)一八六五年。筆者注)六月ヲ以テ、内訌ノ発端ハ頭ハレヌ。」(三七七頁)とある。

- (68) 「乙丑の獄」での処分者のなかに正頭と関わりがありそうな人物として、黒崎代官手付足輕、元野木讓右衛門がいる。彼に対する罪状宣告文は以下の通りである。「心得方不直、奸曲之輩へ同気致し候段相違、不埒之事二候、依之切米老石預申付候、以後訖度相慎可申候事、(福岡県立図書館郷土資料室所蔵「慶応元年乙丑福岡藩ニ殉難志士姓名宣告文」・明治元年ニ至其反對奸党処分宣告文」(K250/260/ケ)。彼の名は註67前掲「福岡松浦氏記録」にもあり、「拜知又ハ切扶ノ内御預り、目通り遠慮」の処分を受け、肩書きは「黒崎定番足輕」とある(福岡県史料「第八輯、三七九頁」)。

- (69) 「宇都宮文書」七七〇

- (70) 正頭の父、義頭の妻であり正頭の実母である野仲氏。十四歳で義頭に嫁ぐ。文久二年(一八六二)五月二十五日に没する。享年六十三(義頭室墓銘)「八幡市史」五五九頁)。

- (71) 磯辺実校註『野村望東尼 上京日記・姫島日記』(一九四三年、文友堂書店)一〇・一一頁
- (72) 「宇都宮文書」一一三九、一一三六、一一三三
- (73) この「子」の干支は「宇都宮文書」一一三六、『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』には記されておらず、「宇都宮文書」七七〇「故宇都宮正顕小伝」に記されている。
- (74) 福岡市博物館編『福岡県明治維新史料展』(一九九四年、霊山顕彰会福岡県支部)二七頁
- (75) この和歌二首は『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』にも採録されている(『八幡市史』五六四頁)。「九重の春にもれたる鶯の世のこをのみなげきこそなけ 実美」、「聞かまほし大内山の鶯のこ、ろつくしにもらす初音を 正顕」。また、石碑には「皇紀二千五百九十九年」とともに作成に携わった者の名前「福岡市 石工 広田徳右衛門 三苦藤次」が刻まれている。広田徳右衛門は広田弘毅の弟で、広田家の家業石屋を継ぎ、福岡市の東公園にある亀山上皇の銅像にもその名前がある(北川晃二「博多出身の総理大臣 広田弘毅」『福岡シティ銀行編』博多に強くなろう)、一九八九年、葦書房、二二二頁)。
- (76) 『八幡市史』(一九三六年、福岡県八幡市役所)五九八頁では、古海家は薩摩藩の宿本陣を拝命し、家号を薩摩屋としていたが、佐賀・熊本二藩の宿本陣を拝命するにおよんで、桜屋と改めた、とされている。また、山神明日香氏は「桜屋と薩摩屋とは、全く違った二軒であった。」とされる(『長崎街道 筑前黒崎宿での五卿の宿』二〇〇四年、(山神明日香)、七二・一四〇頁)。
- (77) 有田和樹「史料紹介 福岡藩旅籠屋号帳」(『福岡地方史研究』第四五号、二〇〇七年、福岡地方史研究会、一一七頁)
- (78) 六条とは(六条通の南にあったところから)西本願寺および東本願寺の異称(『日本国語大辞典 第二版』の「六条」の項)。ここでは西本願寺のこと。
- (79) 北九州市八幡西区生涯学習センター郷土資料室に寄託されている、明治初年頃のものとして推測される桜屋の引札(商品の宣伝の主旨を書いて諸方へ配る広告の札)の版木には、「一私儀従来西本願寺様御用達被仰付置」とあるので、「本願寺御用達」、「六條御殿」は西本願寺のことである。
- (80) 同行衆(どうぎょうしゅう)とは、同じ仲間の人。また、同じ宗派の修行者。特に、浄土真宗の信者仲間をいう。どうぎょう(『日本国語大辞典 第二版』)。
- (81) 丸山雍成「近世宿駅の基礎的研究」第一、一九七五年、吉川弘文館、九九六・一〇〇四頁。深井甚三「江戸の宿 三都・街道宿泊事情」二〇〇〇年、平凡社、八六頁。
- (82) 『八幡市史』一九三六年、福岡県八幡市役所、五九八頁
- (83) 「宇都宮文書」一一一四
- (84) 桜屋の起源、古海家の旅籠業、薩摩藩との関係について記した史料として「宇都宮文書」一一一五、安政六年(一八五九)未五月薩州様御役所宛て筑前黒崎宿薩摩屋仁右衛門「乍恐奉願口上覚」があるが、これは桜屋、正顕によって作り出された(由緒)の可能性が高いことを、拙稿
- (85) 大坂天満の商人平野屋高木善助の「薩陽往返記事」の天保四年(一八三三)四月十八日条に、「扱、八つ半時黒崎着、荷物船より馬にて附送る。宿さつまやなり。長崎屋ともいふ。」とあるが(宮本常一・谷川健一・原口虎雄編『日本庶民生活史料集成』第二巻 探検・紀行・地誌 西国篇、一九六九年、三一書房、六六四頁)、これは天保十五年以前は長崎屋が薩摩藩御用達として「薩摩屋」の屋号を使用していたことを示す。また、「長崎屋ともいふ」という高木善助の記述からは薩摩屋の屋号が主であると判断することもできるが、それは原口虎雄氏によると高木善助が「薩摩藩と長く深い関係」(同書六〇九・六一〇頁)とされていることからわかる通り、彼が薩摩藩と関係のある商人であるため、黒崎の長崎屋は「さつまや」と名乗ったのであろう。これは後年桜屋が薩摩藩との取引のときのみ薩摩屋の屋号を使用するのと同様である。
- (86) 山神明日香氏は「桜屋東四郎については、鹿児島県立図書館に残る資料に『該当記録なし』という返事をもたらした」とされるが(山神明日香「黒崎での五卿の宿」『ひろば北九州』第三〇巻第四号、通巻二五〇号、二〇〇七年四月、北九州都市協会、二三頁)、それはその筈である。なぜなら桜屋は薩摩藩との取引においては「薩摩屋」の屋号を使用していたからである。『鹿児島県史料 忠義公史料』巻三(一九七六年、鹿児島県)の三六〇号文書(三七六〜三七八頁)に「黒崎さつま屋仁右衛門」の名を見出すことができる。この史料は、薩摩屋仁右衛門(桜屋東四郎)古海正顕が「勅使九州下向二就」いて薩摩藩土木場伝内に話したことを伝内が書きまとめ、(文久三年(一八六三)七月十八日朝付で大久保一蔵(利通)に宛てて送った書状である。このことから桜屋が薩摩藩と取引を行い、関係があったことは明らかである。
- (87) 近藤典二氏は次のように述べられている。「五街道の宿駅に設けられていた大名その他の休憩・宿泊の施設は、本陣・脇本陣と呼ばれたが、福岡藩領では御茶屋と町茶屋がそれにほぼ該当する機能を果たしていた。」「五街道の本陣・脇本陣に相当する民営の休憩・宿泊施設が町茶屋で、各宿駅に二軒ないし一軒が設けられていたが、その成立は宿の住民が自分の屋敷を藩に提供し、自らは町茶屋守に任命されてその経営にあたる場合が多かった。」「(福岡県史 通史編 福岡藩(二))二〇〇二年、福岡県、八二二・八二四頁)と。しかし、桜屋は黒崎宿の町茶屋守にはなっておらず、同宿の町茶屋守は関屋(富田氏)と八幡屋(石井氏)であった(近藤典二「筑前の街道」一九八五年、西日本新聞社、二〇七頁)。
- (88) 「宇都宮文書」一一二五七
- (89) 「宇都宮文書」一一一四
- (90) 「宇都宮文書」六五八

(91) 「宇都宮文書」七五三―四の慶応三年(一八六七)十一月付、椋屋の平戸藩御用達許可願には「

何卒御用達号御免被仰付可被為下候、左候半者門前江懸札仕度、向後御休泊、人馬御継立、御借船、上下之御用状取継等別而相御便利宜敷相勤度奉存上候、且又御領内之御衆中當邊通行之節、若哉病氣不慮之災難等御座候節者、私引受急度御世話可仕候、」とあり、「御用達」の役割は、①宿泊施設の手配、②人馬継立の手配、③乗船の手配、④御用状の取次、⑤藩領の者に對するサービス、といったものであったことがわかる。ゆえに、③の乗船の手配をする「御借船御用達」と①⑤の役割を果たす「御用達」とは明確に区別する必要がある。

(92) 桐山豪三「筑前六宿 黒崎宿」(福岡市中央区医師会報)第一七号、一九七九年)には「⑦黒崎宿の長崎屋(椋屋) 藤田電停四辻の北角に現存している。幕末当時、庄屋・船庄屋を兼ねていた椋屋の主人宇都宮正頭は大の勤王党であった。三条実美などの七卿が太宰府に送られる際に此の長崎屋に一泊し、(以下省略)」と記されている。

(93) 『黒崎学校百年史』一九七四年、北九州市立黒崎小学校創立百周年記念事業委員会、一六・一八頁

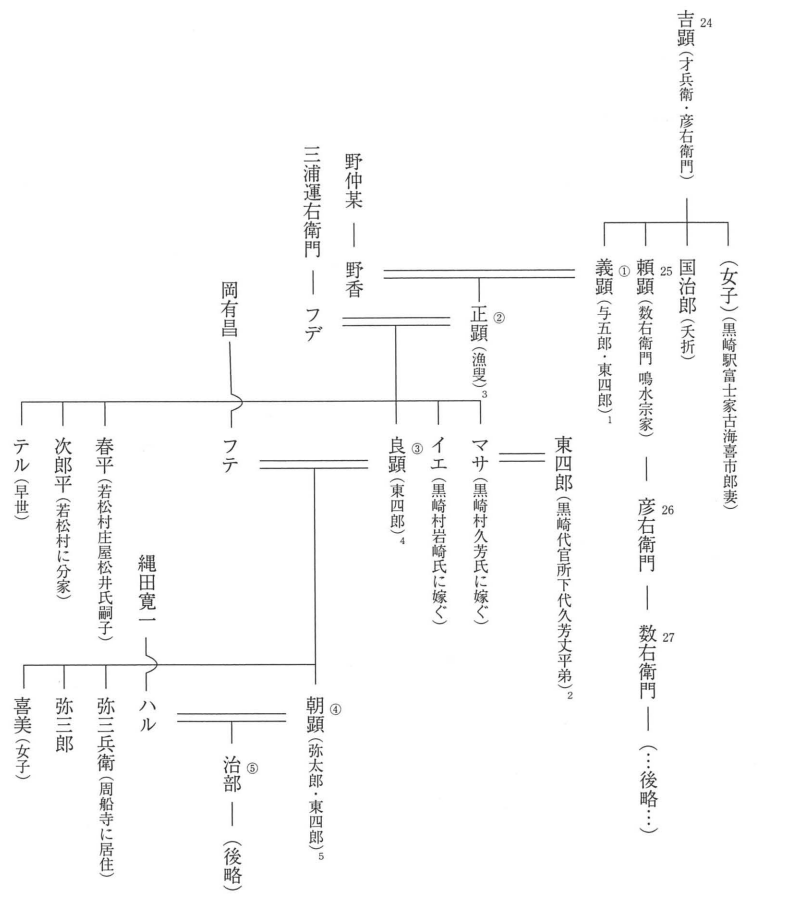
(94) 註6 高田氏前掲論文

(95) 拙稿「日田広瀬家の政治情報収集―禁門の変を中心に―」(研究代表者・横山伊徳『東京大学史料編纂所研究成果報告書二〇〇八―二 近世後期における地域ネットワークの形成と展開 日田広瀬家を中心に』)において、豊後日田広瀬家の国内政治情報収集のネットワークのなかで、古海与次兵衛(椋屋・宇都宮正頭)の出した「注進状」が重要な役割を果たしたことを明らかにした。さらに、彼の情報収集・政治判断力が非凡なものであることにも言及した。

謝辞

本稿執筆にあたっては、宇都宮正頭翁のご子孫である宇都宮千秋氏、八幡郷土史会事務局長の児玉義信氏、九州大学大学院比較社会文化研究院の高野信治氏、同大学院比較社会文化学府の田中由利子氏に多くのご教示・ご好意を賜りました。ここに深く御礼申し上げます。

【宇都宮(古海)家略系図】※①～⑤は黒崎椋屋主人を示す。24～27は鳴水宗家当主を示す。また敬称は省略。



(宇都宮家所蔵「建久五年甲寅ヨリ明治二十五年迄七百年ニ至ル古海家代々系図写」、「宇都宮文書」より筆者作成)
1 吉頭三男。初め与五郎、後に東四郎と称す。家督を譲った後は彦九郎と称す。文化十年(一八一三)黒崎宿庄屋となる。妻は三吉村庄屋野仲利且の妹野香。嘉永五年(一八五三)六月十九日没。享年六十三歳。
2 黒崎代官所下代久芳文平の弟。嘉永六年(一八五三)ころ正頭の長女マサの婿となり、安政六年(一八五九)から文久元年(一八六一)の間に正頭から家督と東四郎の名乗りを譲られたが、慶応元年(一八六五)八月ころに古海(宇都宮)家から離縁されたようである(宇都宮文書二四)。よってこの系図においては彼を黒崎椋屋主人としてカウントしていない。
3 文化十二年(一八一五)生まれ。家督相続後東四郎(藤四郎)を名乗る。後に次郎兵衛、与次兵衛と名乗る。号は漁叟。黒崎宿庄屋(田町庄屋)・船庄屋を務める。大庄屋格。明治六年(一八七三)古海から宇都宮に改姓。天保六年(一八三五)八月二十八日、石井庄治郎(黒崎宿町茶屋石井家)の娘を娶るが、天保九年(一八三八)四月二十五日離縁(宇都宮文書「七六四」日記)。その後、遠賀郡安屋村庄屋三浦連右衛門長女フテを娶る。明治十八年(一八八五)三月二十八日没。享年七十一歳。応現院釈尊真屋上。
4 正頭長男。妻のフテは遠賀郡古賀村庄屋の岡有昌の長女。明治二十三年(一八九〇)二月二十三日没。享年三十八歳。
5 良頭長男。居宅を改築し、五卿(三条実美・三条西季知・東久世通禰・壬生基修・四条隆謨)「西窟」(五卿落ち)遺跡を建設。妻のハルは山鹿村長の縄田寛一の次女。明治八年(一八七五)生まれ(黒崎学校百年史「一九七四年、北九州市立黒崎小学校創立百周年記念事業委員会」一六頁に「昭和二十五年一月 宇都宮東四郎(当時七十五才)」とあることから推定)。

【表①】古海(宇都宮)正顕の経歴

年月日	正顕の肩書・名乗(年齢)	役職・格	典拠	備考
天保9年(1838)3月21日	(不明)(24)	船町仲間惣代	「宇都宮文書」764	「宇都宮文書」764の「日記」には「閏四月」とあるので、天保9年のものと判断した。
天保9年(1838)4月1日	「藤四郎」(東四郎)の名を授かる(24)	「家得相続」(家督相続)	「宇都宮文書」764	
天保12年(1841)丑3月	田町東四郎(27)	宿年寄	「宇都宮文書」1130	
天保14年(1843)2月	黒崎田町東四郎(29)	肥後土宇藩御用達	「宇都宮文書」658	史料上に年号あり。
天保15年(1844)辰5月	桜屋東四郎(30)	「薩州御用達」・「長崎糸荷物定宿」・「肥後御借船御用達」	「宇都宮文書」1114	史料上に年号あり。
弘化3年(1846)午5月	黒崎宿年寄東四郎(32)	田町庄屋	「宇都宮文書」1134	
弘化4年(1847)未11月	黒崎田町庄屋東四郎(33)	船庄屋(兼帯)	「宇都宮文書」1125	
嘉永4年(1851)亥11月5日	黒崎宿田町庄屋東四郎(37)	黒崎宿生蠟御仕組出張会所受持	「宇都宮文書」1135	
安政2年(1855)卯8月	黒崎田町庄屋東四郎(41)	「生蠟会所上見役」免除	「宇都宮文書」1127	
安政5年(1858)午12月	黒崎田町庄屋東四郎(44)	大庄屋格・「苗字」名乗を許される。	「宇都宮文書」1140	
安政6年(1859)未12月	遠賀郡黒崎田町庄屋古海次郎兵衛(45)	「御参勤御往来居郡御通駕之節御目通出方被仰付、此節御酒・鯛頂戴」	「宇都宮文書」1141	
安政7(1860=万延元)年3月	黒崎田町庄屋大庄屋格古海次郎兵衛(46)	「遠賀郡黒崎田町当申春面役」免除	「宇都宮文書」803	「古海東四郎改名仕ル」とあり。史料上に年号あり。
文久元年(1861)酉9月	遠賀郡黒崎田町庄屋船庄屋兼大庄屋格古海次郎兵衛(47)	「忰代迄大庄屋格」	「宇都宮文書」1138	
文久元年(1861)9月17日	黒崎宿庄屋古海次郎兵衛(47)	肥前(佐賀藩)御用達	「宇都宮文書」1256・同1257	史料上に年号あり。
文久2年(1862)閏8月	黒崎船庄屋古海与次兵衛(48)	—	「宇都宮文書」1257	史料上に年号あり。与次兵衛の初見。
元治元年(1864)子正月	黒崎田町庄屋大庄屋格古海与次兵衛(50)	継送人馬取締受持	「宇都宮文書」1142	
慶応3年(1867)卯10月	黒崎田町大庄屋格古海与次兵衛(53)	黒崎宿問屋・人馬方兼受持	「宇都宮文書」1087	
慶応4年(1868)辰正月	黒崎宿桜屋東四郎(54)	平戸藩御用達	「宇都宮文書」295	
明治3年(1870)午12月	黒崎駅問屋古海漁三(漁叟)(56)	「青銅六貫目」を賜る。	「宇都宮文書」1137	
明治6年(1873)5月	古海東四郎(56)(※正顕の子良顕の可能性もあり)	保長	「宇都宮文書」1100	史料上に年号あり。また、東四郎は正顕の子良顕の可能性もあり。
明治6年(1873)7月30日	古海漁叟(東四郎)(59)	宇都宮に改姓。	「宇都宮文書」1194	史料上に年号あり。願書には「古海東四郎」とあり。
大正13年(1924)2月11日	故宇都宮正顕	贈従五位	「宇都宮文書」1195	史料上に年号あり。

※「宇都宮文書」より筆者作成。(年齢)は正顕が明治18(1885)年3月に71歳で没した(『八幡市史』1936年、福岡県八幡市役所、560ページ)ことから逆算。

【表②】諸文献における宇都宮正顕の事蹟記載一覧

事績\書名	A:『福岡縣名勝人物誌』(1927年)	B:『福岡縣碑誌 筑前之部』(1929年)	C:『福岡県先賢人名辞典』(1933年)	D:『八幡市史』(※1)(1936年)	E:『贈位諸賢伝』(増補版)(1975年)	F:『日本人名大事典』(復刻版)(1979年)(初版は1937年)	G:『国史大辞典』(1980年)	H:『明治維新人名辞典』(1981年)	I:『新潮日本人辞典』(1991年)	J:『幕末維新人名事典』(1994年2月)	K:『福岡県明治維新史料展』(1994年11月)	L:『講談社日本人名大辞典』(2001年)	M:『日本近世人名辞典』(2005年)(※2)	筆者が一次史料から確認した事蹟(※4)
1 古海姓					○	○	○	○	○	○		○	○	◎
2 父・与五郎義顕					○	○	○	○		○			○	◎
3 母・野仲氏								○						◎
4 通称・東四郎					○	○	○	○					○	◎
5 通称・次郎兵衛					○	○	○	○	○			○	○	◎
6 通称・与次兵衛	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	◎
7 号・漁叟	○		○	○	○	○	○	○					○	◎
8 明治6(1873)年の宇都宮改姓						○	○	○	○		○	○	○	◎
9 板屋の屋号											○			◎
10 黒崎宿庄屋(田町庄屋)	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	◎
11 船庄屋					○		○						○	◎
12 苗字帯刀	○		○	○	○		○	○	○				○	◎
13 大庄屋格	○		○	○	○		○						○	◎
14 宿本陣			○					○		○	○			×
15 薩摩(鹿児島)・肥後(熊本)・肥前(佐賀)の宿本陣	○				○		○	○	○	○		○	○	△
16 勤王・尊王(志士)	○	○	○	○			○		○	○	○		○	○
17 尊攘運動家												○		×
18 志士との交流	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	△
19 好学					○		○	○					○	◎
20 国学を好む											○			◎
21 和歌の精進	○		○	○			○						○	◎
22 孝行							○						○	◎
23 世故に通ず					○		○						○	◎
24 俠気					○	○	○						○	◎
25 貧民救済							○						○	◎
26 北条右門(村山松根)					○		○	○					○	○
27 月照(忍向)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
28 大島居理兵衛					○	○	○	○	○				○	△
29 有村雄助					○	○	○						○	×
30 青木周蔵								○						×
31 加藤司書					○	○	○			○			○	○
32 島津久光											○			○
33 西郷隆盛											○			○
34 薩長同盟の端緒を開くに尽力					○	○	○		○	○			○	△
35 三条実美ら五卿の投宿					○		○	○		○			○	△
36 三条実美に和歌を献ずる		○												◎
37 五卿の大宰府移居を助ける									○					△
38 慶応元年(1865)年「乙丑の獄」連座・誣責					○	○	○	○	○	○		○	○	△
39 関山新兵衛					○		○	○					○	△
40 明治18(1885)年没享年71	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
41 従五位追贈						○	○	○					○	◎
42 正五位追贈		○	○	○										×

※1)『八幡市史』には『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』・『宇都宮家系譜抄』(宇都宮家所蔵「建久五年甲寅ヨリ明治二十五年迄七百年ニ至ル古海家代々系図写」の抄録と考えられる)・『賀古海正顕翁公序の龍光并引』(文久元(1861)年10月上野勝従なる人物が記したもの)といった史料を収録しているが、それらをまとめた要綱のみを抽出する。
 ※2)吉田常吉氏が執筆したG:『国史大辞典』の「宇都宮正顕」は『日本近現代人名辞典』(2001年、吉川弘文館)、M:『日本近世人名辞典』に加筆修正を加えることなく再録されている。
 ※3)諸文献A~Lの出版年は上記の通り。発行元はA福岡県、B大道学館出版部、C文照堂書店(復刻版は華書房)、D福岡県八幡市役所(復刻版は名著出版)、E近藤出版社、F平凡社、G吉川弘文館、H吉川弘文館、I新潮社、J新人物往来社、K雲山顕彰会福岡県支部、L講談社、M吉川弘文館。
 ※4)◎が一次史料から確認できるもの。○が編纂史料・文献資料から確認でき、事実である可能性があるもの。△が真偽の疑わしいもの。×明らかに事実と異なるもの。

筑前国黒崎宿板屋の宇都宮正顕像の再検討 ―『贈従五位宇都宮正顕翁小伝』の成立過程・テキスト分析を中心に― (守友 隆)

A New Insight on the Sakuraya's Image of Masaaki UTSUNOMIYA of Chikuzen Kurosaki :

A reassessment about the formation process based on Zo-Ju-Goi

UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden

Takashi MORITOMO

Masaaki UTSUNOMIYA has been referenced in dictionary-style books such as the Kokushi Dai Jiten (BIG Japanese History Dictionary) and Meiji Isin Jinmei Jiten (Dictionary of People of the Meiji Revolution), but these are based on the edited document Zo-Ju-Goi UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden which is known to contain many mistakes.

In this article I deal with the composition process of this document and analyze the text in order to clarify why the traditional image of Emperor Loyalty took shape and determine what would have been his real image.

The UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden was written by Masaaki's grandchild Tomoaki, based on the Ko UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden with a rank promotion in view. The later document was corrected in 1915 by Nichinan FUKUMOTO, a Fukuoka born journalist and politician of the Meiji-Taisho period, and was later presented as a scholarly report in 1924. To build an image based on the UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden doesn't make sense at all. At the same time, the popular Emperor Loyalty spread by the UTSUNOMIYA MASAANKI-O Shoden was also a coming out of the paper was granted. In a document of Gotoyama written by the Koki HIROTA in 1939 we find that a statue of UTSUNOMIYA MASAANKI-O was erected. HIROTA a former Prime Minister from Fukuoka. In the memorial text of the monument we find a poem written by a famous *Loyalist*, Sanetomi SANJO, on the occasion of support to his group by Masaaki.

Besides his prominent role in *Sakuraya*, Masaaki was also a ship businessman. He set up business with the Simazu Clan using the name of *Satumaya Niemon*. Summing up, the biggest achievement of Masaaki was probably his long work as an official in the *Kurosaki Syuku*. The real image of Masaaki is one of local capable businessman, official and, leader of the Kurosaki areas.